

令和8年度京都府防災士養成研修実施要項

京都府では、災害発生時に重要となる地域住民の自発的な避難行動の促進や地域コミュニティの共助意識の醸成等、地域防災力の向上を図ることを目的に、地域防災のリーダーとなる防災士を養成するため、防災士養成研修を開催します。

本研修修了者は、「認定特定非営利活動法人日本防災士機構」が実施する「防災士資格取得試験」を受験することができます。

1 開催日時・会場

開催区分	日時	会場
北部研修	令和8年11月14日(土) 10:00-17:50 令和8年11月15日(日) 9:30-18:20	市民交流プラザふくちやま (福知山市駅前町400) 3階市民交流スペース
南部研修	令和8年12月19日(土) 10:30-18:20 令和8年12月20日(日) 9:30-18:20	京都府民総合交流プラザ 京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70) 東館2階セミナー室

※プログラム内容は同様のため、両方受講いただく必要はありません。

※研修1日目は、上記研修開始時間までに受付を済ませて下さい。

※研修2日目の研修終了後、引き続き、防災士資格取得試験を実施します。

(北部研修：11月15日17:20-18:20、南部研修：12月20日17:20-18:20)

2 研修内容

- (1) 京都府防災士養成研修カリキュラム【北部研修】(別添1)
- (2) 京都府防災士養成研修カリキュラム【南部研修】(別添2)

3 研修対象

以下の条件をすべて満たす方

- 京都府在住で、府内市町村から推薦を受けた方
- 防災士資格取得試験を受験可能な方

※自衛官、警察官、消防吏員、消防団員の方(退職者含む)は、本研修を受講しなくても、防災士資格が得られる場合があります。詳しくは京都府危機管理部危機管理総務課までご確認下さい。

4 研修定員

北部研修：約75名

南部研修：約145名

5 受講申込

別添3の申込書を各市町村防災担当課へ提出して下さい。(メール・FAX不可)

6 受講決定

各市町村防災担当課を通じて、受講者本人にお知らせします。

7 受講案内

京都府危機管理部危機管理総務課から、受講者全員に受講案内、防災士教本(テキスト)、履修確認レポート及び防災士資格試験受験料の納入通知書を送付しますので、納入期日までに受講費用を納付して下さい。

8 受講費用

8,000 円（消費税込金額） 【内訳】 ①防災士資格試験受験料・・・3,000 円

②防災士認証登録料 ……5,000 円

- (1) 「①防災士資格試験受験料」は、研修を欠席された場合の返還はできません。
- (2) 「②防災士認証登録料」は、研修 2 日目の防災士資格試験に合格された方のみに納入通知書を送付します。

9 防災士資格取得試験

- (1) 研修 2 日目の研修終了後に、日本防災士機構による「防災士資格取得試験」を実施します。
- (2) 防災士資格取得試験の受験資格を満たすためには、研修開始までに履修確認レポートを受付に提出し、2 日間の研修講目を全て受講する必要があります。
- (3) 試験合格者は、約 2 週間後に日本防災士機構から受験者本人あて郵送にて通知されます。ただし、不合格者への不合格の通知は行われませんのでご注意ください。

10 防災士認証登録

- (1) 防災士認証登録にあたっては、試験合格後に防災士認証登録申請書を京都府に提出いただきます。その際には、各消防本部等で開催される救急救命講習の修了証、受講証等の写しを添付する必要がありますので、研修開催日までに最寄りの消防本部等で受講して下さい。研修開催日までに救急救命講習を受講できなかった場合は、研修・試験後速やかに受講し、防災士認証登録申請書に添付の上、京都府へ提出して下さい。
- (2) 救急救命講習の修了証、受講証等は、防災士認証登録申請時点から遡って 5 年以内に発行されたものであり、かつ、発行者が定めた有効期限内のもののみ有効となります。
- (3) 防災士認証登録申請に関する手続及び防災士認証登録料（5,000 円）の納付については、試験合格通知後に、別途、京都府からお知らせします。

11 救急救命講習

- (1) 防災士資格認証登録申請の認定対象となる救急救命講習（主なもの）
各消防本部：普通救命講習ⅠまたはⅡ、上級救命講習、応急手当普及員講習
日本赤十字社：救急法基礎講習、救急法救急員養成講習
- (2) 講習の日程は、各消防本部または日本赤十字社京都府支部等の実施機関に確認をお願いします。
また、受講にかかる費用は、受講者本人の負担となります。

12 中止要件

次に該当する場合、研修の開催を中止します。

- ・開催地の市町村（北部研修：福知山市、南部研修：京都市）で大雨警報・土砂災害警報・暴風警報のいずれかが発表された場合
- ・京都府内で「震度 4」以上の地震が観測された場合
- ・上記の他、やむを得ない事情があり、主催者が中止と判断した場合、府ホームページでお知らせします。

13 お問い合わせ先

- (1) お住まいの市町村防災担当課室（別添 4）
- (2) 京都府危機管理部 危機管理総務課 企画調整係

TEL：075-414-4468／FAX：075-414-4477／E-mail：kikikanrisomu@pref.kyoto.lg.jp